総務文教常任委員会

12月定例会で付託された3件の議案を慎重に審査し、いずれも可決しました。

★指定管理者の指定について

平成24年4月1日から3年間、朝倉体育センター、朝倉テニスコート、朝倉球場、朝倉ゲートボール場の指定管理者を（株）クリーン商会とするものです。公募を行い、3社の応募がありましたが、空き時間の健康教室実施など自主事業の提案がより具体的であったことが選定委員会による選定の理由ということです。

委員会では、緊急時の避難所として支障が生じないかなど確認し、管理経費の削減も図られることから、全員異議なく可決しました。

★指定管理者の指定について

平成24年4月1日から5年間、朝倉市立あまぎ水の文化村の指定管理者を財団法人あまぎ水の文化村に指定するものです。財団法人あまぎ水の文化村は、朝倉市と福岡県などが設立した団体で、文化村の基金を管理運用しているもので、また、市有施設と県有施設が併設され、市と県が連携して事業を推進する必要があります。福岡県も県有施設は、当該財団法人を指定管理者としていることなどから、原案のとおり可決しました。

この他、市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を可決しました。

水源地と水の大切さを発信する「あまぎ水の文化村」

環境民生常任委員会

12月定例会で付託された議案8件と継続審査中の請願1件を審査しました。

★朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般廃棄物の処理手数料の変更を行うものであり、市が指定する燃えるごみ袋について、従来の大小2種類を改め、3種類の大きさに変更するものです。

この改正は市民の声を反映して、より利用しやすい燃えるごみ袋への変更であると理解し、4月1日からの施行に向け、市民や事業者がスムーズに移行できる手段を講じることを強く要望し、全員異議なく可決しました。

★指定管理者の指定について

朝倉老人福祉センター及び杷木老人福祉センターについて、平成24年4月1日から3年間の指定管理者の選定を行い、過去6年間管理運営してきた朝倉市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものです。

指定が非公募で行われたこと、朝倉市社会福祉協議会による管理運営が長くなることから、市民目線の評価が必要なことと併せて、評価の透明性を確保することを要望し、全員異議なく可決しました。

その他6議案を可決、請願1件を一部採択としました。

可燃ごみ袋

大	(40ℓ)	50円	
小	(27ℓ)	30円	←
大	(45ℓ)	50円	
小	(27ℓ)	30円	
ミニ	(18ℓ)	20円	

建設経済常任委員会

12月定例会で付託された議案7件と平成23年度一般会計補正予算を審査しました。

★朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

合併後の事務事業の一元化調整に伴い、使用料の統一等を行うものです。

料金体系の詳細な説明を受けた後、本件により一部の市民は負担増につながるため、理解を十分に得ているかなど執行部の見解を質（ただ）しました。

経過措置を設け、段階的な料金値上げを行い、負担増について対策がなされていることを了承し、今後も経費節減に努めるとともに接続率の向上と安定的な使用料の確保を推進することを要望し、全員異議なく、原案のとおり可決しました。

★指定管理者の指定について

「三連水車の里あさくら」の指定管理者を「株式会社三連水車の里あさくら」に指定するにあたり、議会の議決を求めるものです。

選定委員会は、この施設の設置目的や特性、市の施策を大きく担っている点を考慮し、公募によらずとも当社が適当であると判断しています。指定管理料は年々減少していますが、自主運営ができる営業努力と適正な管理運営を要望し、全員異議なく、原案のとおり可決しました。

市の施策を大きく担う「三連水車の里あさくら」